

## 公告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和6年2月21日

広島県知事 湯崎 英彦

### 1 業務内容

#### (1) 業務名

広島県地震被害想定調査業務

#### (2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和7年10月31日まで

#### (4) 事業予算額

119,971千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 公募型プロポーザル参加資格

#### (1) 単独企業の場合

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 広島県の令和5・6年度の測量・建設コンサルタント等業務（地質業務部門、河川・砂防及び海岸・海洋業務部門）に係る入札参加資格の認定を受けていること。

ウ 本件の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

エ 本件の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

オ 広島県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。

カ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ク 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

ケ 広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- コ 公募型プロポーザル説明会に参加した者であること。
- サ 本業務の調達に関して、他の企業グループの構成員として、参加していないこと。

(2) 企業グループの場合

- ア 企業グループの全ての構成員が、上記(1)アからケまでの要件を満たしていること。
- イ 企業グループの構成員の内、代表する者が上記(1)コの実要件を満たしていること。
- ウ 企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本業務の調達に参加していないこと。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県危機管理監危機管理課計画推進グループ（広島県庁北館庁舎4階）

電話（082）513-2784(ダイヤルイン)

電子メール kikikanri@pref.hiroshima.lg.jp

イ 交付期間

令和6年2月21日（水）から令和6年3月5日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所での受取り、郵送による請求又は広島県ホームページからのダウンロードにより入手すること。ただし、郵送による請求の場合は、下記(2)アの参加表明書が下記(2)ウの期間内に必着するよう請求することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている参加表明書を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和6年3月5日（火）午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14

年法律第99号] 第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和6年3月6日(水)までに通知する。

(3) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、この説明会に参加することとし、電子メールにより、その旨を申し出なければならない。

件名は「広島県地震被害想定調査業務説明会への参加」とし、送信後、申出先に電話により着信の確認を行うこと。

ア 参加申出期限

令和6年2月27日(火) 午後5時(必着)

イ 申出方法

電子メールにより申し出ること。

送付先:kikikanri@pref.hiroshima.lg.jp

ウ 参加申出場所

上記(1)アの場所

エ 説明会開催日

令和6年2月29日(木) 午後3時30分

オ 説明会開催方法

オンラインでの開催とする。

(4) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和6年3月22日(金) 午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)により、10部を提出する。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた公募型プロポーザル説明書に記載の評価方法により、広島県地震被害想定調査業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、最も高い評価値を得た者を最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書の評価項目及び評価の着目点

公募型プロポーザル説明書による。

(3) 結果の通知

令和6年3月26日（火）までに、参加表明書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。

5 その他

(1) 入札の延期及び中止

本件業務に係る歳入歳出予算が審査実施日までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、当該審査を延期又は中止する。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約または測量、建設コンサルタント等業務を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は、測量・建設コンサルタント等業務（地質業務部門、河川・砂防及び海岸・海洋業務部門）の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(4) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から参加表明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県危機管理監危機管理課計画推進グループ（広島県庁北館庁舎4階）

電話（082）513-2784(ダイヤルイン)

電子メール [kikikanri@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:kikikanri@pref.hiroshima.lg.jp)